

総合評価落札方式実施要領書 (簡易型)

工事名：鶴見幹線口径 700 mm 送水管新設工事（その 3）

【契約番号：0752010314】

平成 19 年 7 月

横浜市水道局

1 適用

本実施要領書は、価格その他の条件が水道局にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者として決定する総合評価落札方式（簡易型）を試行する次の工事に適用します。

(1) 工事名：鶴見幹線口径 700 mm 送水管新設工事（その 3）

【契約番号：0752010314】

(2) 工事場所：鶴見区馬場三丁目 29 番地から馬場四丁目 29 番地先まで

(3) 工事概要

送水管新設工（内挿管）

〔巻込鋼管 φ 740mm 延長 3 6 9 m〕

・ 立坑 3 箇所（ライナー小判型 φ 3000×7800 1 箇所、φ 2100×7800 2 箇所）

・ 開削部

〔DIP-KF, K φ 700mm：2m・DIP-S, KF φ 600 mm：39m〕

・ 路面復旧工〔アスファルト表層工：500 m²ほか〕一式

(4) 工期：190 日

2 実施スケジュール

入札公告から落札者決定までのスケジュールは次表のとおりです。

内 容	日 程
調達公告 設計図書のダウンロードの開始	平成 19 年 7 月 17 日
技術資料作成に関する質問書提出期限	平成 19 年 7 月 24 日
技術資料作成に関する質問書に対する回答	平成 19 年 7 月 26 日
技術資料及び入札参加資格確認資料の受付期間 入札期間	平成 19 年 8 月 1 日から 平成 19 年 8 月 7 日まで
開札予定日（注 1）	平成 19 年 8 月 21 日
落札者決定、評価結果公表（注 2）	平成 19 年 9 月上旬

(注 1) 入札参加者に対して予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）等を通知します。この時点での評価値の計算はされませんので、当該最低価格入札者が必ずしも落札者となるとは限りません。

(注 2) 評価値の最も高い入札者の入札価格が調査基準価格を下回っている場合は、低入札価格調査を行いますので、落札者の決定及び評価決定の公表は表記日程より異なることがあります。

3 提出を要する書類及び提出方法

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次のとおり必要書類を提出してください。

(1) 提出書類及び部数

ア 入札公告に定める入札参加資格に関する提出書類（記載内容を証明する書類を含む。以下「入札参加資格確認資料」という。） 1 部

イ 別表―1に定める書類（記載内容を証明する書類を含む。以下「技術資料」という。） 3部

(2) 提出先となる部課名

〒231-0017 中区港町1丁目1番地
水道局管財部契約課（関内中央ビル4階）
電話 045(671)3060

(3) 提出方法

直接持参してください。

(4) 提出期間

「2 実施スケジュール」に定める技術資料及び入札参加資格確認資料の受付期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(5) その他

ア 入札参加資格確認資料及び技術資料の一部でも提出のない場合は、当該入札を無効とします。

イ 入札参加資格確認資料及び技術資料の作成に要する費用は、提出する者の負担とし、提出した資料等は返還しません。

ウ 入札参加資格の確認は、入札公告本文5に定めるとおりです。

4 技術資料作成に関する質問・回答等

技術資料を作成するにあたり質問がある場合は、「現場説明に対する質問書」により「2 実施スケジュール」に定める期間内（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）に、次の部署に提出してください。なお、評価基準に関する質問については受け付けません。

〒240-0044 保土ヶ谷区仏向町1852番地
水道局施設部建設課
電話 045(331)5560

5 技術資料の評価項目及び落札者決定基準

技術資料の評価項目及び落札者決定基準は別表―2のとおりです。

6 技術資料の要求要件及び欠格事由

各評価項目において、一項目でも「欠格」に該当する場合（資料に記載がない、無関係の記載しかない等不適切な内容の場合）には、要求要件を満たしていないと判断します。この場合、技術評価点を計算せず、落札者としません。

また、本件工事における評価項目の詳細及び用語の定義は以下のとおりとします。

(1) 同一登録工種とは、横浜市水道局工事請負に関する競争入札取扱要綱別表1に定める「鋼構造」をいいます。

(2) 横浜市優良工事請負業者表彰の同一部門とは、「土木」部門をいいます。

7 入札及び開札

(1) 入札は電子入札により行います。

- (2) 入札方法等は入札公告本文3に定めるとおりです。
- (3) 入札期間は、「2 実施スケジュール」で示した期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後8時まで。ただし、最終日は午後5時まで）のとおりです。
- (4) 開札予定日に入札参加者に対して最低価格入札者名、当該入札金額及び調査基準価格を通知します（この時点では評価値の計算はされていませんので、当該最低価格入札者が必ずしも落札者となるとは限りません。）。

8 総合評価落札方式による評価の方法

(1) 技術資料の審査及び技術評価点の算出

ア 提出された技術資料について、別表—2の技術資料の評価基準等に基づき厳正かつ公平に評価、審査します。

イ 審査の経緯は、原則として非公開とします。なお、審査の過程において、提案内容に対するヒアリングを行う場合があります。実施する場合のみ該当者に連絡します。

ウ 技術資料の審査の基準日は「2 実施スケジュール」に定める入札期間の最終日（技術資料の受付期間の最終日）とします（ただし、基準日を別に定める場合を除きます。）。

エ 審査の結果、評価項目ごとの最低限の要求要件を満たす場合に標準点（100点）を与え、さらに技術資料の内容に応じて、評価基準に基づき加算点を与え、技術評価点を算出します。

技術評価点＝標準点（100点）＋加算点

オ 評価項目のうち、一項目でも「欠格」の評価基準に該当した場合は、要求要件を満たしていないと判断し、技術評価点の算出を行わず、落札者としません。

(2) 評価値の算出

(1)により技術評価点を算出した後、開札を行い、次の式により評価値を算出します。

評価値＝技術評価点／入札価格＝（標準点＋加算点）／入札価格

ただし、算出方法は以下のとおりとします。

ア 標準点は100点とします。

イ 上記の入札価格は消費税及び地方消費税を除いた価格とし、単位は億円単位とします。

ウ 評価値は、小数点以下第4位未満を切り捨てます。

9 落札者の決定方法

(1) 次のアからエまでの要件にすべて該当する入札者のうち、8(2)により算出する評価値が最も高い者を落札予定者とします。なお、評価値が最も高い者が2者以上あるときには、当該者にくじを引かせて落札予定者を決めます。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 入札者が提出した技術資料が、6に定めた最低要求要件をすべて満たしていること。

ウ 評価値が標準点を予定価格（単位：億円）の105分の100で除して得た数値を

下回っていないこと。

エ 入札公告に定める入札参加資格をすべて満たしていること。

- (2) 評価値の最も高い者の入札価格が調査基準価格未満である場合の取扱は入札公告本文7によります。
- (3) 落札予定者が決定した後に、学識経験者の意見聴取を行い、その結果を考慮し、落札者を決定します。

1 0 評価結果等の公表

評価結果等（落札者及び入札者の評価結果等）は、落札者の決定後、横浜市ホームページで公表します。

1 1 落札者の施工方法等

落札者は、提出した技術資料に基づき施工しなければなりません。また、技術提案等に係る設計変更等は原則として行いません。

1 2 技術提案等が達成されなかったときの取扱

- (1) 入札参加者の技術資料等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合は、横浜市水道局一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱の規定に基づき停止措置等を行います。
- (2) 落札者の技術提案等が達成されなかったときは、自然災害等の不可抗力により達成されない場合を除き、落札者は水道局の指定する期間内に次の式により算出した違約金を支払わなければなりません。

$$\text{違約金（税抜き）} = A - \{ (B + C 2) / (B + C 1) \} \times A$$

A：当初の入札価格

B：標準点（100点）

C 1：入札時の技術提案等に基づく加算点

C 2：技術提案等が達成できなかった場合の加算点

計算の過程では、小数点以下第4位未満を切り捨てます。

1 3 評価結果に対する苦情申立て

評価結果に対して不服がある入札参加者は、書面により次のとおり苦情を申し立てることができます。

(1) 申立て先

〒240-0044 横浜市保土ヶ谷区仏向町 1852

横浜市水道局施設部技術監理課 電話 045(331)6600

(2) 申立て期間

評価結果の公表の日から起算して、14日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

1 4 その他

- (1) 水道局が配布する資料等は入札参加に係る検討以外で使用することを禁じます。

- (2) 提出された技術資料の内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合には、水道局が無償で使用できるものとします。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではありません。
- (3) 技術資料に関する事項が他の者に知られることのないように、取り扱うものとします。また提出者の了承を得ることなく、その一部を採用することはありません。

提出する技術資料

分類 資料	評価分類	評価項目	具体的評価項目	添付資料	様式
技術資料	技術資料提出書 (表紙)				1号
	企業の技術力	簡易な施工計画	工程管理に係る技術的 所見		2号
			品質管理に係る技術的 所見		3号
			施工上配慮すべき事項		5号
			安全管理に留意すべき 事項		6号
	企業の施工能力	工事成績評定点の実績	過去2年間の同一登録 工種での工事成績評定 点80点以上の回数	評定点が記載されて いる工事完成検査結 果通知書の写し	8号
		横浜市優良工事請負業 者表彰の実績	過去5年間の同一部門 の優良工事業者表彰の 回数		9号

評価項目及び落札者決定基準

評価分類	評価項目	評価項目詳細	様式	記入方法	添付資料	評価基準	配点
企業の技術力	簡易な施工計画	工程管理に係る技術的所見	2号	本件工事の概略工程表及び工程管理に係る技術的所見を記入して下さい。 指定の様式をそのまま使用するか、項目を必要に応じて追加して記入してもかまいませんが、A4サイズ2枚あるいはA3サイズ1枚までを限度とします。 なお、技術的所見を記入していないもの、または技術的所見のみしか記入していないものは欠格とします。	なし	工程管理が適切であり、工程上重要な項目が記載されている。	2.0
						工程管理が適切である。	1.0
						不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。	0.0
						不適切である。(欠格)	欠格
		品質管理に係る技術的所見	3号	品質管理上配慮すべき事項について、現場の状況を踏まえて、その対策及び技術的所見を記入して下さい。 指定の様式(A4)1枚とします。	なし	品質管理が現場条件を踏まえて適切であり、重要な項目が記載されている。	2.0
						品質管理が適切である。	1.0
						不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。	0.0
						不適切である。(欠格)	欠格
		施工上配慮すべき事項	5号	施工上配慮すべき事項について、その対策及び技術的所見を記入して下さい。 指定の様式(A4)1枚とします。	なし	配慮すべき事項に対して、現場条件を踏まえて適切であり、重要な項目が記載されている。	2.0
						配慮すべき事項に対して適切である。	1.0
						不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。	0.0
						不適切である。(欠格)	欠格
		安全管理に留意すべき事項	6号	安全管理に留意すべき事項について、その対策及び技術的所見を記入して下さい。 指定の様式(A4)1枚とします。	なし	留意すべき事項に対して、現場条件を踏まえて適切であり、重要な項目が記載されている。	2.0
						留意すべき事項に対して適切である。	1.0
						不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。	0.0
						不適切である。(欠格)	欠格
評価分類	評価項目	評価項目詳細	様式	記入方法	添付資料	評価基準	配点
企業の施工能力	工事成績評定点の実績	過去2年間の同一登録工種工事での工事成績評定点80点以上の回数	8号	平成17年4月1日以降に完成した本件工事と同一登録工種に係る本市発注工事(※2)の工事完成検査結果通知書の評定点が80点以上のものについて記入して下さい。また内容を証明するための右記資料を添付して下さい。	工事完成検査結果通知書の写し	平成17年4月1日以降に完成した本件工事と同一登録工種で評定点80点以上の本市発注工事が2件以上ある。	1.0
						平成17年4月1日以降に完成した本件工事と同一登録工種で評定点80点以上の本市発注工事が1件ある。	0.5
						該当なし	0.0
	横浜市優良工事請負業者表彰の実績	過去5年間の優良工事請負業者表彰の回数	9号	平成14年度以降に本件工事と同一部門で、本市における優良工事請負業者表彰を受けている場合に記入します。	なし	平成14年度以降に本件工事と同一部門で、本市における優良工事請負業者表彰を2回以上受けている。	1.0
						平成14年度以降に本件工事と同一部門で、本市における優良工事請負業者表彰を1回受けている。	0.5
						該当なし	0.0
各評価項目の満点の合計							10.0

※1 共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が10分の2以上のものに限り、その場合は出資比率を証明する書類(JV協定書の写し等)を合わせて提出して下さい。

※2 本市発注工事には、行政運営調整局、交通局及び病院経営局発注工事を含まず。